

2025年度第2回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの報告・説明の聴取を行い、また、現場を巡視することによって現状を確認することにより、監査を実施した。

- ・日 時：2026年3月3日（火）9：57～11：54
- ・場 所：3号館7階共用会議室
- ・委員長：島村 弘宗（国立病院機構仙台医療センター副院長）
- ・委 員：阿部 玲子（東北公済病院看護部長）
- ・委 員：佐藤 裕一（弁護士法人杜協同法律事務所代表社員弁護士）
- ・委 員：富田 有一（東北医科薬科大学病院事務部部长）
- ・委 員：阿部 佐智子（がん患者会・サロンネットワークみやぎ副代表）

2. 監査の内容及び結果

○東北大学病院の医療安全について

I. 医療安全推進室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 前回監査時の指摘事項への対応
- (2) 医療安全推進室の活動

II. 医薬品安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医薬品安全管理室の業務
- (2) 副作用等情報収集・管理体制
- (3) 副作用報告の基準
- (4) 副作用報告への取り組み
- (5) 副作用報告件数の推移
- (6) 副作用情報の周知

- (7) 院内に周知した副作用事例
- (8) 添付文書改訂に至った症例

Ⅲ. 医療機器安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療機器安全管理室の取り組み

Ⅳ. 医療放射線安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療放射線安全管理室の体制と業務
- (2) 職員研修
- (3) 線量の管理と記録

Ⅴ. その他

なし。

○院内巡視

集中治療室（ICU）の巡視を行い、業務内容や実施状況を確認した。

3. 総括

管理者等からの報告・説明の聴取を行った結果、医療安全に関して概ね適正な管理がなされていたと認める。前回の指摘事項であった、ハラスメント防止体制についても、ハラスメント防止体制がしっかりと構築されていることを確認した。

巡視を行った集中治療室（ICU）は、危険薬の管理等も含め適切に対応されていることを確認した。

テクニカルアラーム等に時間をとられ大切なコールに行けないということがあってはならないため、MACT(Monitor Alarm Control Team)活動は大切に、丁寧に対応いただきたい。

2026年3月31日

東北大学医療安全監査委員会
委員長 島村 弘宗